

2 長薬発第 605 号
令和 2 年 9 月 16 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

令和 2 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金
(医療機関・薬局等における感染防止対策等支援事業)の
交付申請について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

本件については、先般情報提供したところですが、別添のとおり長野県健康福祉部長から各保険薬局あてに交付申請について直接通知が発送されました。

交付申請の内容等に関するご質問等につきましては、本会で回答することができませんので、下記長野県公式ホームページをご確認いただくか、長野県慰労金・支援金(医療・福祉)運営センターへ直接お問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会関係会員にご周知下さいますよう、よろしく願います。(保険薬局でない薬局は補助の対象外となります。)

なお、本件につきましては、保険調剤ニュースで周知予定です。

記

【申請書ダウンロード・webフォーム申請】*長野県公式ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/koronahokatusienhojo.html>

(「新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業」をご確認下さい)

【問い合わせ先】長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター

電話：026-217-0806(受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

FAX：026-217-0862

メールアドレス:nagano_shien@bsec.jp

【提出期限】令和2年12月25日(金) 必着

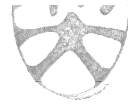
※WEBフォーム申請については現在準備中とのことです。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail:hoken3@naganokenyaku.or.jp



2 医第 209 号

2 保疾第 612 号

2 薬第 333 号

令和 2 年（2020 年）9 月 14 日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

令和 2 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の交付申請に
ついて（通知）

日ごろから、本県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため
に、令和 2 年度 6 月補正予算において予算措置を行ったところです。

つきましては、別添写しのとおり、県下医療機関等あて交付申請の依頼をしますので、
御承知おきます。

医療政策課企画管理係 (課長) 小林真人 (担当) 中込雄一 電 話 : 026-235-7145 F A X : 026-223-7106 E-mail : kikaku-kanri@pref. nagano. lg. jp	保健・疾病対策課母子・歯科保健係 (課長) 西垣明子 (担当) 金子 康 電 話 : 026-235-7141 F A X : 026-235-7170 E-mail : hoken-shippei@pref. nagano. lg. jp
薬事管理課薬事温泉係 (課長) 小池裕司 (担当) 佐伯成規 電 話 : 026-235-7157 F A X : 026-235-7398 E-mail : yakuji@pref. nagano. lg. jp	



2 医第 209 号
2 保疾第 612 号
2 薬第 333 号

令和 2 年（2020 年）9 月 14 日

医療機関等の長 様

長野県健康福祉部長
（公印省略）

令和 2 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の交付申請について
（通知）

日ごろから、本県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、医療機関・薬局等による新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保を支援するため、標記補助事業を実施することとしました。

事業の実施にあたり、業務を下記 1 のとおり委託して実施しますので、補助金の活用を希望される医療機関等におかれましては、下記 2 以下により補助金交付申請の手続きを行ってください。

記

1 問い合わせ先（業務委託先）

長野県慰労金・支援金（医療・福祉）運営センター

電 話：026-217-0806（受付時間：平日 8 時 30 分～17 時）

FAX：026-217-0862

E-mail：nagano_shien@bsec.jp

2 補助対象経費等

（1）補助対象事業

「長野県新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりに。

（2）補助対象経費等

「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）のとおりに。

（3）留意事項

ア 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までにかかる費用が対象となります。

イ 申請は一回のみです。支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて申請してください。

ウ 事業の詳細や、交付要綱及び実施要領については、別添「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」及び長野県公式ホームページをご参照ください。

3 提出書類

交付要綱第 5 に定める次の書類を提出願います。

- （1）長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第 2 号）
- （2）経費所要額調（様式第 2 号別紙 1）
- （3）事業計画書（様式第 2 号別紙 2）
- （4）歳入歳出予算（見込）書の抄本
- （5）その他参考となる書類（申請内容に設備整備費が含まれる場合の見積書等）

4 提出期限 令和2年12月25日（金）※必着

5 提出方法

- (1) 長野県公式ホームページから申請様式をダウンロードしてください（「歳入歳出予算（見込）書の抄本」については様式任意です。）。
- (2) 押印が必要な交付申請書及び歳入歳出予算（見込）書の抄本については、「長野県慰労金・支援金（医療・福祉）運営センター」へ郵送してください。
- (3) その他の提出書類については、WEBフォームにより提出してください。
※ WEBフォームによる提出が困難な場合は、郵送でもかまいません。

【申請書ダウンロード・WEBフォーム申請】

長野県公式ホームページ：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/koronahokatusienhojo.html>

【提出先】

〒380-0824

長野県長野市南石堂町1293

長野県慰労金・支援金（医療・福祉）運営センター（医療分）

6 留意事項

- (1) 事業が完了してから30日以内又は令和3年4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要となります。
- (2) 実績報告の際、感染拡大防止や診療体制確保に要する経費に支出したことについて証明できる書類（領収書等）が必要になるため、保管しておいてください。

医療政策課企画管理係 （課長）小林真人（担当）中込雄一 電 話：026-235-7145 FAX：026-223-7106 E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp	保健・疾病対策課母子・歯科保健係 （課長）西垣明子（担当）金子 康 電 話：026-235-7141 FAX：026-235-7170 E-mail：hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp
薬事管理課薬事温泉係 （課長）小池裕司（担当）佐伯成規 電 話：026-235-7157 FAX：026-235-7398 E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp	

交付にあたっての留意事項

① 慰労金の支給について

- ・慰労金の対象となる職員を特定し、代理申請委任状を集めます。
- ・退職者や派遣・委託も含め、医療機関等が代理申請します。
- ・申込内容に不備がないことを確認後、対象者個人に慰労金が振り込まれます。
- ・過誤や重複受給があった場合は県へ返還していただきます。

② 支援金の交付について

申請内容を確認後、県から各医療機関等へ支援金の交付決定を行います。各医療機関等は事業完了後、実績報告時に領収証等の支出の証拠となる書類等を提出してください。実績報告の内容を確認後、県が各医療機関等へ支援金を交付します。また、概算払いをご希望の場合は、別途概算払請求書を提出してください。

※補助の対象とならない経費は、交付されません。

スケジュール(目安)

業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 職員の皆さまへの 慰労金の支給	申請書受付						
	申請書の審査						
	事業執行(対象者への慰労金の支払い)						
	過払いがあった場合の返還手続き						
② 感染症対策への支援	申請書受付						
	申請書の審査						
	交付決定通知の発送						
	事業執行						
	実績報告書の受付						
	実績報告書の審査						
	額の確定通知の発送						
	事業費の精算						

長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター お問い合わせ先

TEL 026-217-0806

FAX 026-217-0862

✉ nagano_shien@bsec.jp

受付時間 平日 8:30~17:00

運営事務局住所 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F



長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(医療分)

～ 医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所の皆さまへ ～

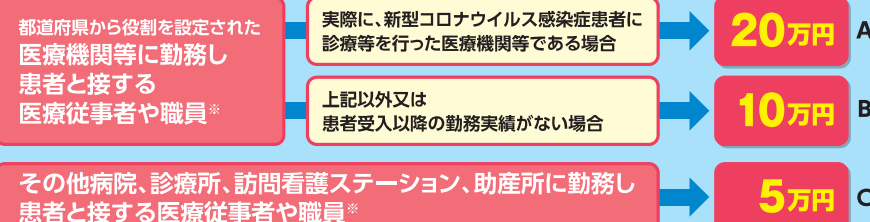
新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて業務に従事されている医療従事者等に対し慰労金を支給します。また、医療機関等による感染症対策に資する衛生用品や備品の購入、研修の実施等に要する経費へ支援を行います。

1

医療機関等 職員への 慰労金支給事業



医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。医療機関等を通じての申請にご協力をお願いします。支給額区分は、宛名ラベルに記載しています。支給額



※ 契約等に基づき、2/12～6/30までの間に10日以上勤務し、業務として患者応対を行った者

※ 送付した宛名ラベルに記載のA・B・C区分

2

医療機関・薬局等における 感染拡大防止対策事業



新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用を支援金として補助します。

補助上限額

病院	200万円 + 5万円×病床数
有床診療所(医科、歯科)	200万円
無床診療所(医科、歯科)	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

交付申請・提出先



県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成のうえ、WEBフォームから申請してください。押印が必要な書類は郵送にて、その他の書類についてはWEBでの登録をお願いいたします。

提出期限 令和2年12月25日(金)まで

郵送先 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F
長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(医療分)

HP送付先 <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

事業の詳細は県HPで検索 長野県緊急包括支援事業 検索



長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

■ 医療分：医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所

1 医療機関等 職員への 慰労金支給事業

交付概要

- ◆新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等^(※1)に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ◆その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金として5万円を給付します。

※1：重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

対象

長野県内の医療機関等(病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション及び助産所)で契約等に基づき、令和2年2月12日から6月30日までの間に通算して10日間以上勤務し、患者(助産所の場合は妊産婦)との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務に従事した医療従事者や職員(退職者や派遣・委託による者も含む)

※「患者との接触」とは、対面、会話及び患者がいる部屋で作業することなどをいい、可能性ではなく、実績があるものに限る。

※勤務する医療機関(病院及び診療所)は保険医療機関に、訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業者に限る。

※健康診断のみを行う事業所は除く。

※一日当たりの勤務時間は問わない。複数の医療機関等で勤務した場合は日数を合算して計算する。

2 医療機関・薬局等における 感染拡大防止対策事業

交付概要

- ◆新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など、院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う「医療機関」「薬局」「訪問看護ステーション」「助産所」に対して、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用を助成します。

対象

長野県内の医療機関(病院、医科診療所、歯科診療所)、薬局、訪問看護ステーション、助産所

※ただし、「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる医療機関を除く。

※対象となる医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

対象経費

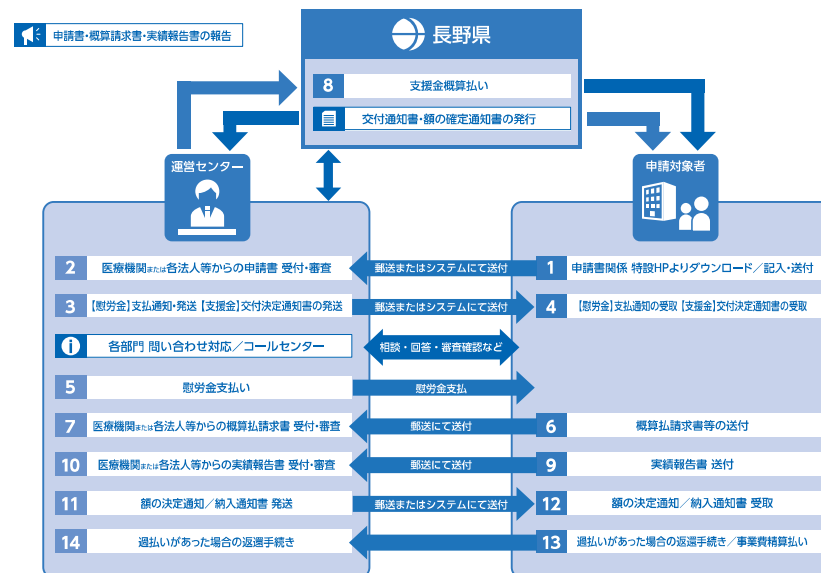
新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用

※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費、工事費は除く。

■取組みの例(例示であり、これに限られるものではありません)

- ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ②予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)

交付スキーム



申請にあたっての留意事項

① 慰労金の申請について

- 慰労金は、医療機関等が医療従事者等から委任を受けて代理申請を行い、運営センターから医療従事者等に直接支給します。
- 各医療機関等では、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、要件に合致する場合は、慰労金の対象となりますので、派遣会社・受託会社と調整し、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請・受領委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。

② 支援金の申請について

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 長野県の公式HPから上限額をご確認頂き、申請書を記載してください。
- 申請は一度のみとなりますので、まとめて申請してください。

詳しくはホームページをご覧ください。